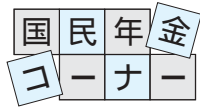


国が責任をもって運営する安定した制度です。(年金の給付は生涯にわたって保証されます。)



物価の上昇に合わせて支給額が引き上げられる物価スライド制を採用しています。(将来の経済変動にも安心です。)

## 国民年金のこと、ご存じですか

国民年金には、老齢年金のほかにも、障害者年金、遺族年金があります。(保険料が未納の場合、年金が受けられない場合がありますので必ず保険料を納めましょう。)

保険料は、確定申告の際、全額社会保険料控除として認められています。

問い合わせ先  
鳥取市保険年金課 ( 20-3205 )  
鳥取社会保険事務所 ( 27-8311 )

これまで、土地や家屋を売った場合の譲渡所得については、所得税や住民税のような特別控除は適用されませんでした。



## 平成15年度から、土地や家屋を売った場合の国保料の算定方法が変わります

このたび、法の改正により、平成15年度分の国保料(平成14年中の譲渡所得)から、公共事業などで資産を譲渡した場合の5000万円控除など各種の特別控除が適用されることになりました。

ただし、所得が一定の基準以下の世帯に適用される保険料軽減制度については、特別控除をする前の所得額で判定します。

問い合わせ先 保険年金課 ( 20-3204 )



## 女性なんでも相談

対象 女性  
相談内容 子育てに関すること 法律に関すること(セクハラ・離婚など法律的な問題) 一般(健康・家族・職場や近所での人間関係など)  
相談日 子育て・一般/毎月第2火・土曜日 午後1時~3時 法律/毎月第2火曜日

午後1時~4時・第4木曜日 午前9時~正午  
ところ 輝きなんせ鳥取(福祉文化会館)  
予約受付 月/金曜日・午前8時30分(先着順)  
申し込み先 男女共同参画課 ( 20 3 1 6 6 )

## 法律相談

とき 12月16日(月)午後1時~4時  
ところ 市役所本庁舎6階第4会議室  
定員 8人(先着順)  
予約受付 12月5日(木)午前8時30分  
申し込み先 市民参画課 ( 20 3 1 5 8 )

## 行政相談

とき 12月5日(木)/午後1時30分~4時 12月17日(火)/午後1時~3時 12月25日(水)/午後1時30分~4時  
ところ 5日/市役所1階市民談話室 17日/さざんか会館 25日/トスク本店インフォメーションルーム  
問い合わせ先 鳥取行政評価事務所 ( 24 5 5 4 1 )

## 身体障害者福祉相談

とき 毎週土曜日 午後1時30分~4時 23日は休み  
ところ さわやか会館1階相談室

談室(富安二丁目) 問い合わせ先 さわやか会館 ( 27 3 3 3 8 )  
知的・精神障害者福祉相談 については、福祉課にご相談ください。

## 無料年金相談

鳥取県社会労務士会会員が相談に応じます。  
とき 11月15日(金)午前10時~午後4時  
ところ 市役所本庁舎市民談話室  
問い合わせ先 草刈労務士事務所 ( 27 8 4 4 9 )

問い合わせ先 福祉課 ( 20 3 1 8 1 )